

添 付 書 類 (11)

身 分 証 明 書 (原 本)

登 記 さ れ て い な い こ と の 証 明 書 (原 本)

貼 付 欄

(注意)

1. 身分証明書(身元証明書)とは、本籍地の市区町村長が発行する「成年被後見人及び被保佐人とみなされる者でない」(禁治産者・準禁治産者の宣告の通知を受けていないと表示されている。)及び「破産者に該当しない」という証明です。

登記されていないことの証明書とは、各地方方法務局が発行したもので、「成年被後見人・被保佐人とする記録がない」ことの証明書です。(全国の法務局・地方方法務局の本局戸籍課窓口へ申請することができます。)

2. 身分証明書は、申請前3ヶ月以内に発行したものに限りです。

登記されていないことの証明書は、申請前3ヶ月以内に発行したものに限りです。

3. 身分証明書及び登記されていないことの証明書を必要とする者は、下記のとおりです。

(1) 個人免許申請の場合

①代表者 ②専任の取引主任者 ③政令で定める使用人(支店長等)

(注意) 従業者の身分証明書及び登記されていないことの証明書は、必要ありません。

(2) 法人免許申請の場合

①代表取締役 ②取締役 ③監査役 ④専任の取引主任者 ⑤政令で定める使用人(支店長等)

⑥相談役・顧問 ⑦業務を執行する社員(合名会社の場合) ⑧会計参与

(注意) 従業者・株主の身分証明書及び登記されていないことの証明書は、必要ありません。